議員提出議案第１６号

陸田孝則議員の公職選挙法及び田川市政治倫理条例違反疑惑に関する検証等特別委員会の設置について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和６年３月２１日

提出者	田川市議会議員	村　吉　勇　介
賛成者	〃	香　月　隆　一
〃	〃	柿　田　孝　子

理　由

陸田孝則議員の公職選挙法及び田川市政治倫理条例違反の疑惑に関する検証等を行うため、上記特別委員会を設置する。

陸田孝則議員の公職選挙法及び田川市政治倫理条例違反疑惑に関する検証等特別委員会の設置について（案）

上記特別委員会を下記のとおり設置する。

記

1　名　　称　　陸田孝則議員の公職選挙法及び田川市政治倫理条例違反疑惑に関する検証等特別委員会

2　構成人員　　１７人

3　付議案件　　陸田孝則議員の公職選挙法及び田川市政治倫理条例違反疑惑に関する検証並びに今後の本市議会の対応に関すること。

4　調査権限　　地方自治法第９８条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

5　活動期間　　本特別委員会は閉会中も審査を行い、付議案件終了まで継続する。